

議案第 14 号

箱根町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 2 月 21 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）による都市公園法の一部改正に伴い、条例の規定を整理するとともに、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 29 年政令第 156 号）による都市公園法施行令の一部改正に伴い、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合を条例で定めるため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町都市公園条例の一部を改正する条例

箱根町都市公園条例（昭和 54 年箱根町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 5 の次に次の 1 条を加える。

（公園施設に関する制限）

第 1 条の 6 令第 8 条第 1 項の条例で定める一の公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は、100 分の 50 とする。

第 16 条中「第 5 条の 3」を「第 5 条の 11」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。